

1. 生産性向上設備投資推進税制

【平成26年1月20日から平成28年3月末日まで】

即時償却 または 税額控除 5%



□対象設備

最新設備を導入する場合	利益改善のための設備を導入する場合
単品設備 簡素な手続(事業者の申告不要)	複数設置可 投資計画の申請が必要
機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備	機械装置、工具、器具備品、建物
ソフトウェア * 機械装置以外は一部の設置のみ。	建物附属設備、構築物、ソフトウェア



□利用できる方

青色申告をしている法人・個人事業主

□設備の要件

最新設備の要件	利益改善のための設備の要件
簡単な手続きで、税制優遇が受けられます。	利益改善のための一連の設備が丸ごと対象となります。
【必要手続】 設置メーカーから、証明書を受け取って下さい。 【要件】 <input type="checkbox"/> 最新モデルであること <input type="checkbox"/> 生産性が年平均1%以上向上していること <input type="checkbox"/> 一定の価額以上であること ○機械装置:160万円 ○工具及び器具備品:120万円 単品30万円以上かつ合計120万円 ○建設及び構築物:120万円 ○建設附属設備:120万円 単品60万円以上かつ合計120万円 ○ソフトウェア:70万円 単品30万円かつ合計70万円	【必要手続】 投資計画を作成し、公認会計士又は税理士の事前確認を受けた上で、経済産業局へ申請して下さい。 【要件】 <input type="checkbox"/> 投資利益率が15%以上(中小企業者等は5%)であること <input type="checkbox"/> 一定の価額以上であること ○機械装置:160万円 ○工具及び器具備品:120万円 単品30万円以上かつ合計120万円 ○建設及び構築物:120万円 ○建設附属設備:120万円 単品60万円以上かつ合計120万円 ○ソフトウェア:70万円 単品30万円かつ合計70万円

2. グリーン投資税

【平成25年4月1日から平成28年3月末日まで/即時償却は平成27年3月末日まで】

取得価額の30%特別償却 (一部の対象設備は即時償却)

または 7%税額控除 (中小企業者等のみ)



□対象設備

対象設備	対象設備数	スキーム
太陽光発電設備及び風力発電設備	2	申告の際、固定価格買取制度の申請書及び認定証の写しを添付
新エネルギー利用設備等	4	そのまま税務申告する。
二酸化炭素排出抑制設備等	7	証明制度が利用できる。
エネルギー使用制御設備	6	確認申請書が必要となる。

□利用できる方

青色申告をしている法人・個人事業主

3. 中小企業投資促進税制

【平成26年1月20日から平成29年3月末日まで】

即時償却 または 税額控除 10%



□対象設備

設備	要件
機械装置	すべて 単品160万円以上
器具備品、工具	・一定の電子計算機 複数合計 120万円以上 ・一定のデジタル複合機 単品 120万円以上 ・一定の試験又は測定機器、測定工具・検査工具 単品 30万円以上かつ合計 120万円以上
ソフトウェア	一定のソフトウェア 複数合計 70万円以上
貨物自動車	車両総重量 3.5 t以上
内航船舶	取得価額の75%が対象

* 上の対象設備のうち、生産性向上に資する設備は、税制優遇措置の上乗せがされています。

□利用できる方

青色申告をしている法人・個人事業主

□適用手続

<個人事業主>

- ・特別償却の場合、青色申告決算書の「減価償却費の計算」の「◎割増(特別)償却費」の欄に特別償却費の額を「摘要」の欄に特例名(例:「中小企業投資促進税制」「措法 10 の3」)を記入すること
- ・税額控除の場合、「中小企業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」を確定申告書に添付すること

<法人>

- ・特別償却の場合、法人税の確定申告書に「特別償却の付表(三)」と「適用額明細書」を添付すること
- ・税額控除の場合、法人税の確定申告書に「別表六(十二)」と「適用額明細書」を添付すること

適用額明細書をお忘れなく!

4. 高年齢者雇用安定助成金

□対象

高年齢者雇用の環境整備	最大1,000万円 「活用促進措置」に要した費用の3分の2 大企業は2分の1
-------------	---

当該活用促進措置の対象となる、1年以上雇用している60歳以上の雇用保険被保険者1人につき20万円を上限とする。

□使用例

- ・高温が発生する機器の周辺にスポットクーラーを設置する。
 - ・塗装ラインの蛍光灯をLEDに変更し、移動式照明器具も併せて使用する。
- 【助成金の対象となる経費】



LED購入費、移動式照明器具購入費、スポットクーラー購入費

CHECK!!

特別償却と税額控除のメリットについて

- 特別償却とは、通常の減価償却費に加えて、特別償却割合30%であれば、取得価額の30%を、即時償却であれば通常の減価償却費を差し引いた取得価額の全額を追加して費用に計上できる制度です。
- 税額控除とは、取得価額の一定割合(例えば、7%、10%)を、法人税額の20%を上限として、法人税額から控除できる制度です。
- 一つの設備について、特別償却と税額控除は、重複適用できず、どちらかの選択適用になります。特別償却を選択すると、初年度の減価償却費が大きくなることとなりますが、次年度以降の償却額が少なくなりますので、長い目で見ると、絶対的な法人税額控除である税額控除の方が有利となる場合もあります。ただ、会社の資金繰りを考えてその期の内部資金を手厚くしたい場合には特別償却を利用した方が良いケースもありますので、そのときの会社の財務内容などをよく考えて、慎重に選択しましょう。
- なお、特別償却、税額控除ともに繰越しが認められます。特別償却について、「取得価額×30%」、「取得価額-普通減価償却費」の限度額まで追加計上しなかった場合にはその償却不足額を、翌事業年度に繰越すことができます。税額控除については、法人税の20%を超過した分は、翌事業年度に繰越して、税額控除の適用を受けることができます。

*** 詳しくは各ホームページを御覧ください。**